

市民税・県民税の税制改正について

平成25年度以降の主な改正

■市民税・県民税における生命保険料控除の改組(平成25年度)

料控除の改組(平成25年度)

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除として、新たに介護医療保険料控除が創設され、適用限度額がそれぞれ2.8万円となります。平成23年12月31日以前に締結した保険(旧契約)については、従前同様に適用限度額は3.5万円です。なお、合計適用限度額は新旧契約共に7万円です。ただし、一般生命保険・個人年金保険において新旧両方の契約があり、その両方について控除の適用を受ける場合には2.8万円を適用限度額とします(表1)。

■退職所得課税の見直し

(平成25年1月1日)

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職所得に係る市民税・県民税所得割額から分離課税に係る所得割額の特例が廃止されます(表2)。

また、勤続年数5年以下の法人役員等に対し、平成25年1月1日以降に支払われる退職金について、2分の1課税は廃止されます。

■表1 市民税・県民税における生命保険料控除の改組(平成25年度～)

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)		平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)	
一般生命保険料控除(遺族保障等)	適用限度額 各28,000円	一般生命保険料控除 (遺族保障・介護保障・医療保障等)	適用限度額 各35,000円
介護医療保険料控除 (介護保障・医療保障)		個人年金保険料控除(老後保障)	
個人年金保険料控除(老後保障)			
合計適用限度額:70,000円			

問合せ先 市民税課 ☎51・2207 <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/zei/>

■表2 退職所得に係る市民税・県民税の税額計算方法

	税額計算方法
平成24年12月31日までに支払われるべき退職手当等	{(退職金－退職所得控除額)×2分の1×税率}×90%
平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等	(退職金－退職所得控除額)×2分の1×税率

平成26年度以降の主な改正

■市民税・県民税における均等割額の引き上げ(平成26年度)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26～35年度の間、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円加算されます(表3)。

■表3 市民税・県民税の均等割額

	現行	平成26年度～平成35年度
市民税の均等割額	3,000円	3,500円
県民税の均等割額	1,500円	2,000円

※県民税の均等割額については、平成21年度より「あいち森と緑づくり税」として500円が含まれています

■給与所得控除の上限の創設(平成26年度)

給与所得控除について、給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額または上限があることなどから、給与収入1500万円を超える場合に上限(245万円)を設定します。

国民健康保険加入者の新しい保険証を送付します

問合先 国保年金課(西館1階 ☎51・2293)

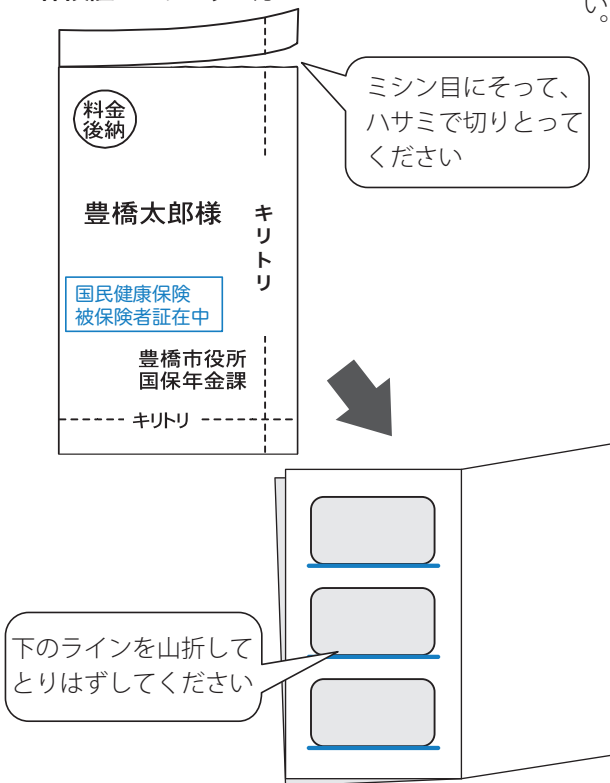
9月1日から使用できる保険証を、封書(簡易書留)で8月中旬に世帯主あてに発送します。中には1通につき最多で3人分のカード保険証が入っています。加入者が世帯に4人以上いる場合は、封書を複数送付します。保険証を左図のとおり台紙からはがして使用してください。保険証を受け取ったら、記載内容の確認をし、変更がある場合は、国保年金課まで連絡してください。なお、有効期限が過ぎた保険証は、国保年金課または窓口センターへ返却してください。

■75歳になったとき
75歳になると後期高齢者医療の保険証が交付されます。国民健康保険の保険証、高齢受給者証は75歳の誕生日以後は使用できません。

■社会保険に加入したとき

社会保険に加入すると、国民健康保険の脱退手続きが必要です。人数分の社会保険と国民健康保険の保険証2つを持って、国保年金課または各窓口センターで手続きをしてください。

■保険証のとりはずし方



平成24年度から介護保険料が変わりました

問合先 長寿介護課(☎51・2362)

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス給付費などによって3年ごとに見直されます。平成24年度から納めていた保険料は次のとおりです。

8月1日付けで「介護保険料納入通知書(本算定)」をお送りしていますので、確認してください。

所得段階区分	対象	年間保険料
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	25,800円
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方
第4段階		本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える方
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者あり	本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方
第6段階		本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方
第7段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が125万円未満の方
第8段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上の方